

令和2年第8回
志木市農業委員会総会議事録

令和2年8月27日

志木市農業委員会

令和2年第8回志木市農業委員会総会日程

令和2年8月27日（木）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
 - (2) 議案第10号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (3) 議案第11号 農地登録申請について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録令和2年第8回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月27日（木）午後2時00分から午後3時05分

2. 開催場所 総合福祉センター 4階 401会議室

3. 出席委員（12人）

会 長	13番	田中 満男
職務代理	11番	志村 晃
委 員		
	2番	市之瀬 滋
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	6番	大島 廣明
	10番	抜井 和彦
	12番	志村 二美重

4. 欠席委員（1人）

1番 三枝 将樹

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第 9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
議案第10号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第11号 農地登録申請について

第4 報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子
書 記 市之瀬 光洋

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので（定刻となりましたので）、令和2年 第8回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、通常の総会に戻りましたことから、13人中12人で行っていただき、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和2年第8回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

○田中会長

ご異議なしと認め、6番 大島廣明委員、7番 齊藤正歳委員にお願いいたします。併せて、書記として市之瀬主査を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

- (1) 議案第9号『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について
- (2) 議案第10号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- (3) 議案第11号『農地登録申請』について

以上、上程いたします。

初めに、議案第9号『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について、事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案第9号、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明朗読します（受付番号25番について朗読）。

以上です。

○田中会長

議案第9号受付番号29番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、申請番号29番の、■■■■氏が健であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。

ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。申請番号29番の農地の状況につきましては、田中会長に、ご同行いただいて確認してまいりました。この後、田中会長よりご説明がございました。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第9号 受付番号29番につきまして、私が確認しておりますので報告いたします。

○13番 田中会長

本案件は、■■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。申請地は、7ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■■の交差点を○折、○○○メートル進み■■■の交差点を○折、○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。今回、■■■■氏が死亡したことに伴い、農業ができなくなったため申請があったものであります。事務局と同行して、申請農地である下宗岡■丁目■■■■の現地を確認したところ、鯉を養殖するヨウリチとなっており、適正に管理されておりました。また、■■■■氏は、鯉の養殖を中心に経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

それでは、議案第9号受付番号29番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第9号受付番号29番は、可決されました。

次に

議案第10号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案第10号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します（受付番号31番について朗読）。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第10号受付番号31番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号31番の申請人及び農地の状況につきましては齊藤正歳委員にご同行いただいて、確認しております。この後、齊藤委員よりご説明がございます。以上です。

○田中会長

それでは、議案第10号受付番号31番について、齊藤正歳委員説明、報告をお願いいたします。

○7番 齋藤委員

会長の指名がありましたので、議案第10号受付番号31番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、8ページをお開きください。旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■の交差点を○折、道なりに○○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である本町■丁目■■■■ー■他2筆の現地を確認したところ、葉物野菜や柿が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である ■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第10号 受付番号31番について、志村晃委員説明、報告をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第10号 受付番号31番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第10号受付番号31番は可決されました。

ありがとうございました。

次に

議案第11号受付番号30番『農地登録申請』について
事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案第11号、農地登録申請について朗読します(受付番号30番について朗読)。
以上です。

○田中会長

それでは、議案第11号受付番号30番について、事務局から説明を求めます。

○市之瀬主査 【事務局説明】

本案件は、宅地内にある農業用ハウス部分を分筆し、今後も農業を継続するために、農地転用するものであります。登記に関しては、特に農業委員会の証明は必須ではございませんが、本証明があることで登記事務が円滑に行えることから、証明を発行するものでございます。受付番号30番の申請人及び農地の状況につきまして、抜井和彦委員に、ご同行いただいて、確認しております。この後、抜井委員よりご説明がございました。
以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第11号受付番号30番について、抜井和彦委員説明、報告をお願いいたします。

○10番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第11号受付番号30番について、説明、報告を行います。本案件は、申請者である■■■氏 の所有している登記上の宅地について畑への転用ください。旧市役所から県道をさいたま市方面へ進み、宗岡小学校を過ぎ、交差点を○折、■■■通りを約○○○メートル程進んだ左側の土地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である下宗岡■丁目■■■■-■の現地を確認したところ、平成29年1月に園芸用ハウスを設置し、営農をしていることから、農地としての登録をすることに、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、議案第11号 受付番号30番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。本議案、農地登録申請についての証明に、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第11号受付番号30番は可決されました。
ありがとうございました。

○田中会長

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第13号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第14号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から、報告第13号受付番号11番～14番、報告第14号受付番号15番について、現地の状況について報告あり、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告)

○田中会長

それでは、ただいまの報告第13号、14号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、令和2年9月30日 水曜日、午後2時、総合福祉センターの4階401会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、9月30日 水曜日、午後2時ということでよろしくお願いたします。続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

- ・コスモスの種まきの費用弁償について
- ・農業委員の必携について
- ・農業委員研修の中止について

事務局からの連絡は以上です。

○田中会長

以上をもちまして、令和2年第8回農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和2年8月27日

志木市農業委員会議長 田中 満男

6 番 大島 廣明

7 番 齊藤 正歳